

# 「仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例」の問題点と改正への視点

宮城県結核予防会 NPO禁煙みやぎ

斎藤 泰紀

2024/11/9 禁煙指導研究会

# 喫煙の有害性と社会の対応

- 喫煙による有害性 約19万人/年 の死亡
- 受動喫煙による他者への有害性 約1.5万人/年 の死亡
  - 2022の死亡 交通事故で約3,500人、火災で約1,500人、自然災害・事故で約1,100人 **計6100人/年** (厚労省, 消防庁, 警察白書)
- 過去には社会でも受け入れられてきたが、これだけ大きな問題がある以上、健康被害を減らさざるをえない
- 国の施策としても、WHOや国際的な動向に従い規制を進めている
  - **タバコ枠組み規制条約の批准** 多角的な方法で規制を強める
  - 有害性について国民に周知・警告し 値上げ実施 広告の規制
- 喫煙率は減少 2022年 14.8%, 男 24.8%, 女 6.2%
  - 「加熱式たばこ」の割合が増加 男性30.1%、女性34.4% (厚労省)
- 2020年改正健康増進法により屋内の受動喫煙を規制

# 2020年における仙台での異変

- 2020 4月 改正健康増進法(受動喫煙防止法)施行後
- 市の中心部の勾当台公園で多数の喫煙者が集合。とくに、昼休みの時間帯には、紫煙で周囲に靄がかかる状態
- 多くの報道で全国的に有名になった
- ポイ捨て防止のためとして 吸殻入れの設置を容認



# 仙台市HP市民の声 仙台市当局の考え方

- 仙台市役所の目の前で、市の顔と言うべき勾当台公園が喫煙場所というのはいかがなものか。青葉城址にも数多くの吸い殻入れがあり、禁煙となっていないことに驚いた。
- 仙台市の回答(抜粋)
  - 健康増進法及び本市の受動喫煙防止対策ガイドラインでは、屋外である公園については「受動喫煙防止のための配慮が必要」な施設とされ、「禁煙」とまではうたわれていないことから、喫煙そのものの制限は難しい状況です。
  - これまで啓発看板を設置したり、喫煙される方へ受動喫煙防止の協力を呼び掛けるチラシを配布するなど、喫煙者のマナー啓発に取り組んでまいりましたが、残念ながら目立った効果が見られず、当課としても対応に苦慮しています。(令和5年5月)

# 喫煙者は「配慮」を求めても 減らなかつた

- 喫煙者も、子供や家族の健康を考え、自宅では吸わないという人も多いのですが…
- 喫煙行動はニコチンに対する依存が大きく関係しているため、喫煙者の倫理観に訴えても、効果的に行動変容をえることは難しいと考えられます
- 喫煙者でもやめたいと考えている人は、約20% いますがやめられていないのが現状です

# 勾当台公園の再整備工事2024年10月から

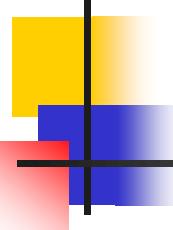
- これまで平日の正午からの1時間で、平均約500人が喫煙のため広場を利用していた
- 再整備工事が終わる 31年3月まで 広場にある **タバコの吸い殻入れは、移設する**
  - 道路を挟んで東隣の仙台合同庁舎B棟の脇
  - 紫煙の拡散を防ぐため、周辺に囲いを設置する計画

**吸殻入れの移動と  
フェンスの設置で、  
問題は解決するのでしょうか？**



# 勾当台公園の新たな喫煙可能区域 2024/11/7 の昼休み





## 受動喫煙に対する世論の動向は？

- 国民健康栄養調査 厚生労働省 2022年実施
  - 受動喫煙の機会は、
  - 路上が最多で23.6%，次いで職場18.7%
  - 子供が利用する屋外空間 7.7%
  - 飲食店は減少して14.8%，

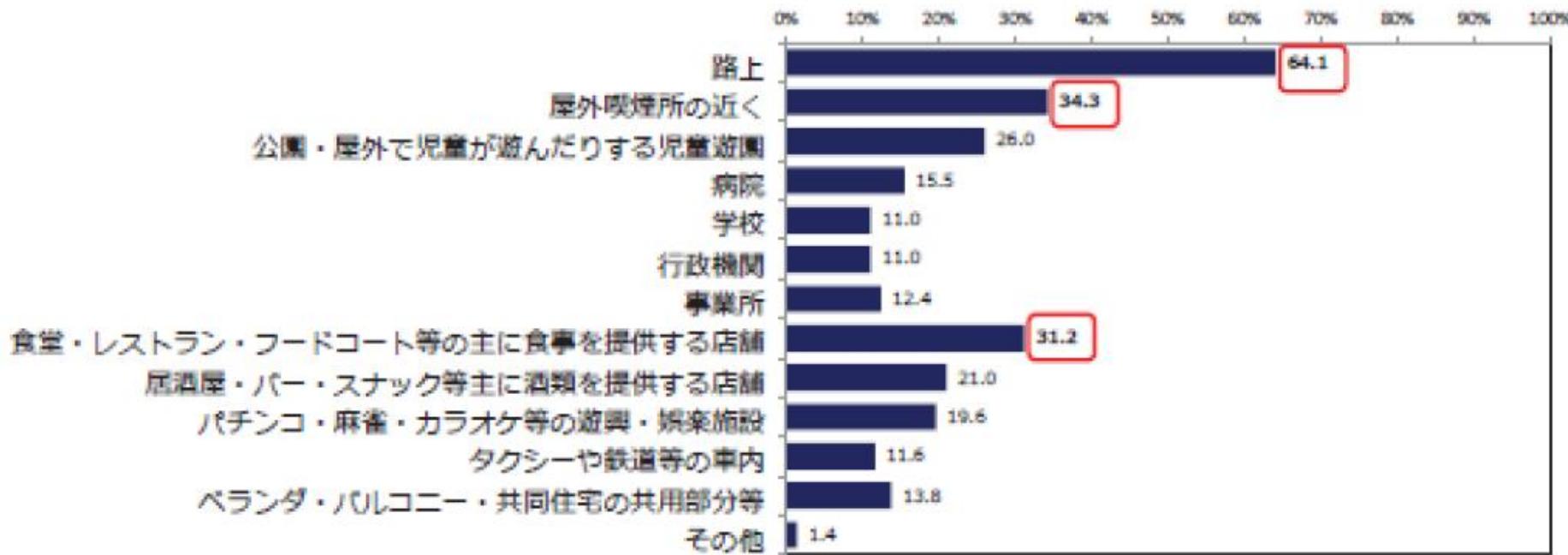


# 受動喫煙対策についての世論調査

2023 国立がん研究センター

## 受動喫煙で不快な思いをした場所

あなたが受動喫煙で不快な思いをした場所をすべてお答えください。



- 「路上」が最多の64.1% , 「屋外喫煙所の近く」 34.3%
- 「食堂・レストラン・フードコート等の主に食事を提供する店舗」 31.2%



# 受動喫煙対策についての世論調査

2023 国立がん研究センター

## 受動喫煙対策を今後どの程度進めるべきか

【20歳以上全員】あなたは、公共空間での受動喫煙対策について、今後どの程度の対策を進めるべきと考えていますか。この中から1つだけお答えください。

(お答えは1つ)

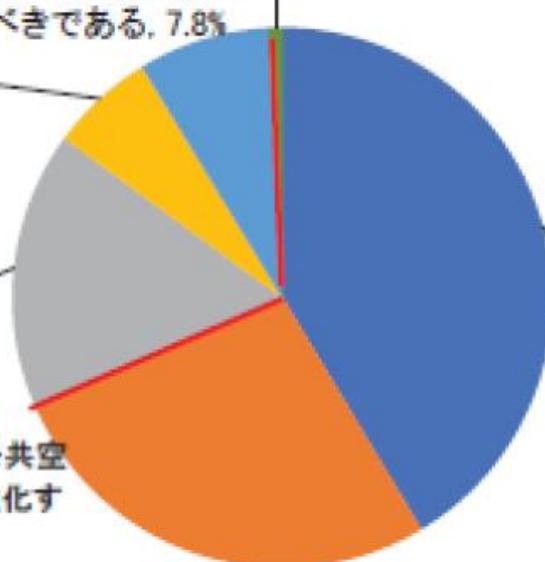
喫煙はあくまで個人の自由であり、公共空間の規制はなくすべきである。7.8%  
その他、0.8%

喫煙者の気配りや配慮にゆだね、公共空間の喫煙に対する規制は緩めるべきである。6.3%

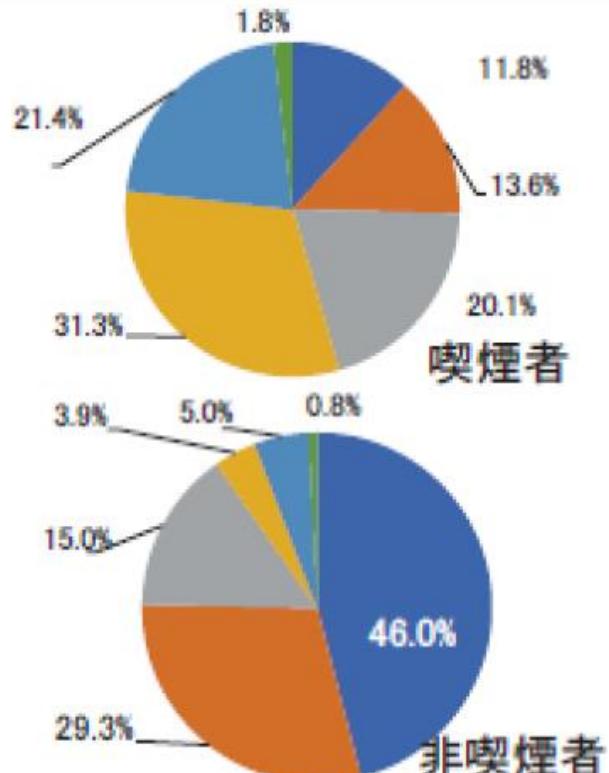
現状の規制が適切であり、続けるべきである。16.6%

受動喫煙を減らすように、公共空間の喫煙に対する規制を強化すべきである

## 全面禁止／規制強化が、合わせて6割以上



受動喫煙のない社会をめざし、公共空間での喫煙を一律に禁止すべきである



非喫煙者は、一律禁止を求める割合が46%、規制強化29%と、相当に高い  
喫煙者では意見が割れている。禁止/規制強化を求める割合が3割近くと、相当の割合がある



# 中間的まとめ 勾当台公園問題の解決は？

- 平日昼休みに500名以上の喫煙者 すでに3年以上経過
- 法的には屋外の道路や公園は「受動喫煙防止のための配慮が必要」とされても、「禁煙」とまではうたわれていないから、喫煙そのものの制限は難しい(仙台市当局)
- 啓発看板を設置したり、喫煙者に「配慮」を呼び掛けるチラシを配布したが、めだった効果なし(仙台市当局)
- 「配慮がえられず」世論調査でもこれだけの民意があるならば、受動喫煙を公共空間で制限するための法(条例)が検討・策定されて当然



# 屋外における受動喫煙対策の全国的状況

一般財団法人 地方自治研究機構 2024/7/4

- 路上喫煙を禁止する条例(以下の定義)について調査
  - 道路上または公共の場等において、
  - 歩きながら、自転車等に乗りながら、
  - または、立ち止まって、たばこを吸い、
  - または、火のついたたばこを所持する、
  - 以上を禁止する条例
- 政令指定都市20市すべてに 条例が制定されている
- ただし、仙台市、浜松市の2市においては罰則(過料)がない
  - 18市では、過料 1000円から50000円以下
- **仙台市には路上喫煙を防止する条例がある？？？**

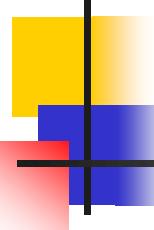


# 仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例

平成二七年六月二六日 仙台市条例第六四号

- 第一条 この条例は、たばこの火の危険性に鑑み、歩行喫煙等の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民等の身体及び財産の安全の確保を図り、もって生活環境の向上に資することを目的とする。
- 定義
- 一 歩行喫煙等 次のいずれかに該当するものをいう。
  - イ 道路等において歩行中(自転車等による走行中を含む。)に喫煙し、又は火のついたたばこを所持する行為(以下「歩行喫煙」という。)
  - ロ イに掲げるもののほか、道路等において喫煙し、又は火のついたたばこを所持する行為のうち、周囲の状況によって、たばこの火により、他人の身体又は財産に被害を与えるおそれのある行為



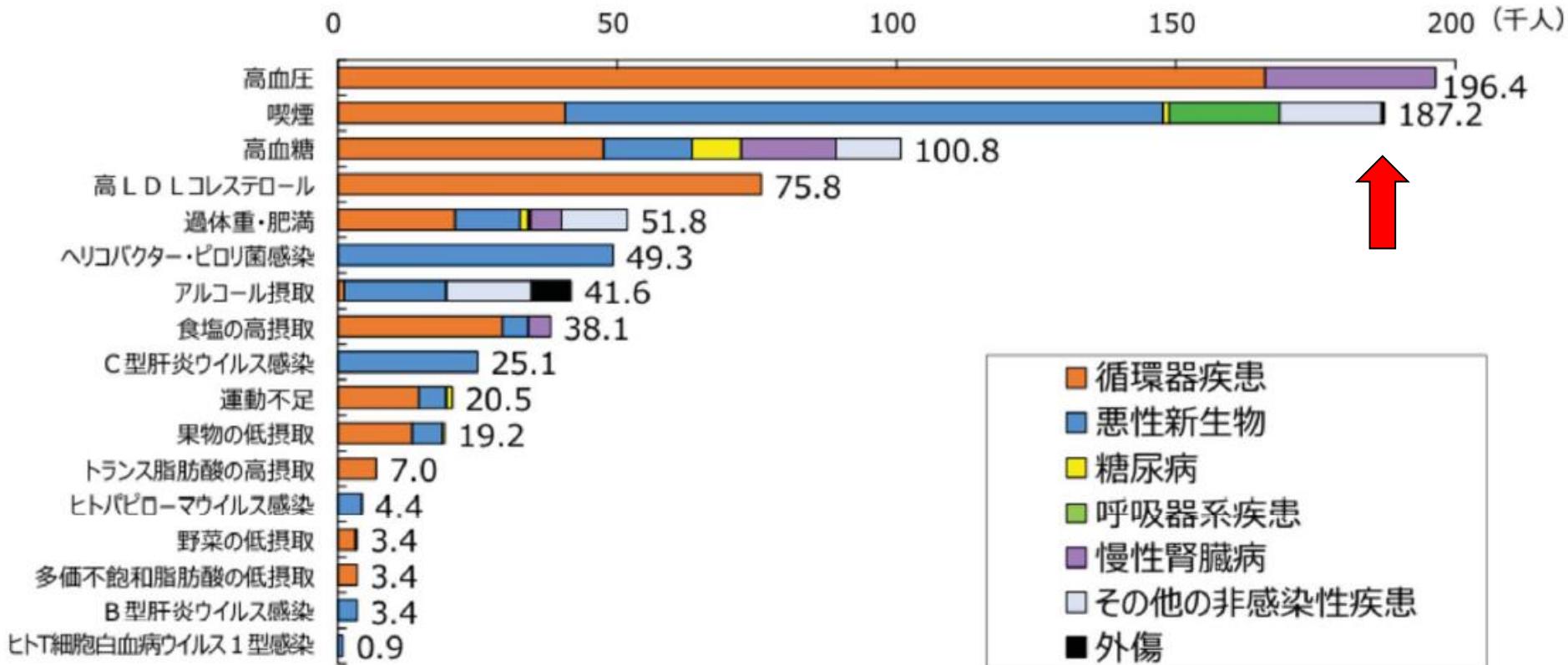


# 条例の内容は何を目指しているか？

- 道路等(公園を含む)における
  - 「タバコの火」の危険を問題にしており
  - 「タバコの火」によりの他の人の「身体または財産」に被害を与えることを防ぐことが目的
  - 趣旨はよく理解でき 条例の構成もまとまっている
- 
- 制定が平成27年と改正健康増進法施行の前であり
  - タバコの煙(副流煙, 主流煙)の危険性は言及されず
  - 受動喫煙が周囲の人々に危険であるとの視点がない
  - 結果として、受動喫煙を制限することができない内容



# 喫煙による有害性 19万人/年 の死亡



資料 : Nomura S, et al : Lancet Reg Health West Pac. 2022 ; 21 : 100377



# 受動喫煙による年間死亡は 約1.5万人

国立がん研究センター

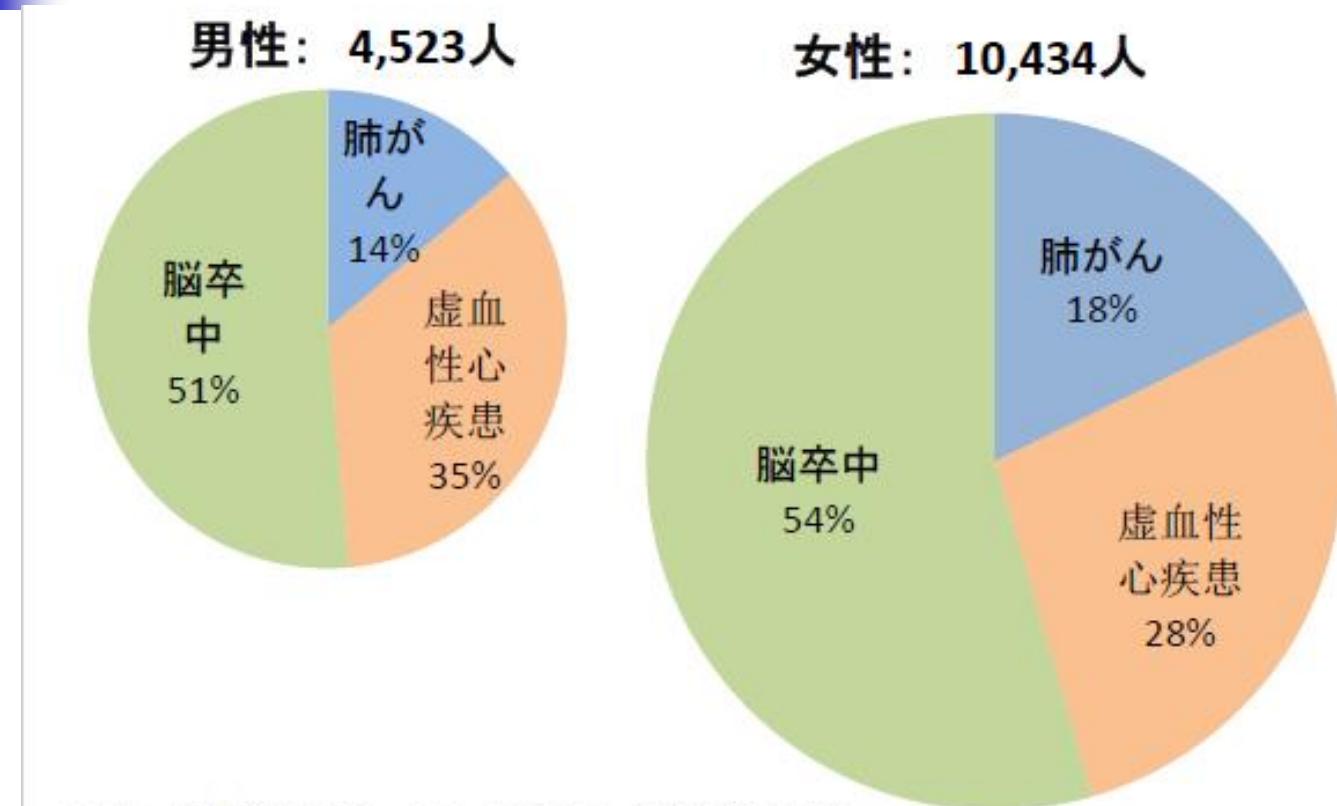


図1. 受動喫煙による年間死亡数推計値  
肺がん2,484人、虚血性心疾患4,459人、脳卒中8,014人、  
乳幼児突然死症候群73人 合計で約1万5千人

1. The health consequences of smoking - 50 years of progress. U.S. Department of Health and Human Services, Centers for Disease Control and Prevention (CDC)
2. Lancet 2011; 377: 139-46
3. 厚生の指標 2010; 57: 14-20
4. 厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」平成27年度報告書

# 政令指定都市で条例において「罰則(過料)」を設けているのは18 都市/20 都市 (R元年度)

- 10都市で1000円 年間35件(新潟市)から3999件(大阪市)
- 7都市で2000円 年間561件(千葉市)から1146件(横浜市)
- 1都市は非公表
- 条例により実際に過料が運用されている都市がほとんど

## ■ 過料金額 : 1,000 円 (10 都市)

	大阪市	札幌市	新潟市	京都市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	熊本市	北九州市
R元年度(件)	3,999	127	35	825	非公表	900	非公表	60	非公表	282
H30年度(件)	4,290	152	45	886		1,167		83		524
条例上の過料の規定	1,000 円	3 万円以下	1,000 円	2,000 円以下	1,000 円	2,000 円以下	2 万円以下	2 万円以下	1 万円以下	1 万円以下

## ■ 過料金額 : 2,000 円 (7 都市)

	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	静岡市	名古屋市
R元年度(件)	非公表	561	1,146	非公表	非公表	非公表	非公表
H30年度(件)		875	1,753				
条例上の過料の規定	3 万円以下	2 万円以下	2,000 円以下	2 万円以下	2,000 円	5 万円以下	2 万円以下

## ■ 過料金額の設定なし (1 都市)

	福岡市
R元年度(件)	非公表
H30年度(件)	
条例上の過料の規定	2 万円以下



# あらためて仙台市の歩行喫煙防止条例を考える

- 医学的に危険性が確定している受動喫煙に対して言及していないため、500名の喫煙者がいても規制できない
- 他に有効な方策もなかった
- 日本中が注目している、「勾当台公園問題」を解決できない
- 結果として、仙台市は、全国の政令指定都市のなかでも、公共空間における受動喫煙にはもっとも遅れた対応となつた
- 条例改正が、当面の方策としては、もっとも妥当と考えられます



# 具体的な改正点 1 簡単な字句の修正

- ~~歩行路上喫煙や受動喫煙の問題~~の解消を実現するためには、わたしたち一人一人が~~路上歩行~~喫煙の危険性を改めて認識するとともに、市、市民等及び事業者が連携して、~~路上歩行~~喫煙の防止の徹底に努めなければならない。
- 歩行喫煙⇒路上喫煙
- イ 道路等において~~歩行中喫煙(加熱式タバコを含む。自転車等による走行中を含む。)、又は火のついたたばこを所持する行為~~(以下「~~歩行路上喫煙~~」という。)
- ロ イに掲げるもののほか、道路等において喫煙し、~~又は火のついたたばこを所持する行為のうち、周囲の状況によって、タバコの副流煙・主流煙・やたばこタバコの火により、他人の身体又は財産に被害を与えるおそれのある行為~~
- 受動喫煙の危険性も対象にする 当然加熱式タバコも



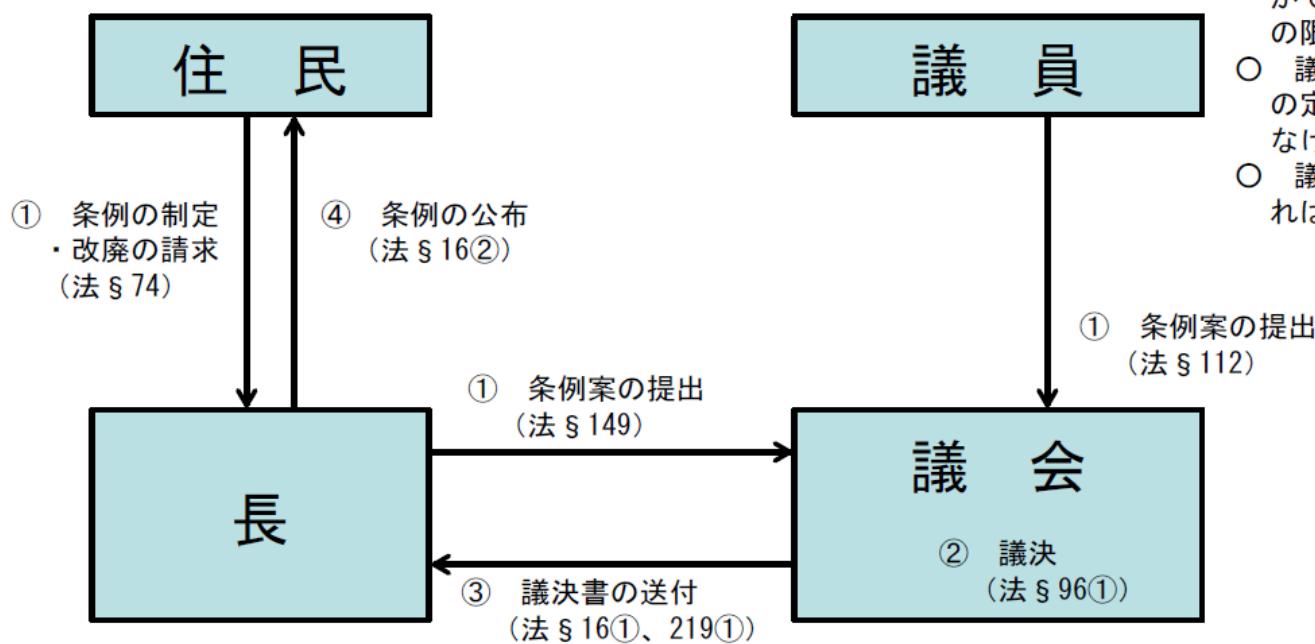
# 具体的な改正点 2 ポイ捨てと過料の追加

- 3 市民等は、第一条の目的を達成するため、路上等でタバコのポイ捨てをしてはならない。
- 条例でタバコのポイ捨ても対象とする
- 市長は、前項の規定により重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ関係団体(医療系関係団体や医学的有識者を含む)の意見を聴くとともに、関係行政機関と協議するものとする。
- 健康や環境の問題に医学的視点は不可欠
- 第十条 この条例において禁止した事項に違反した場合は、以下の罰則を適用する 2 過料2000円
- 実効性のために過料を課すことは、全国的には常識
- 僅かな改正で、実効性の高いよい条例にすることができる

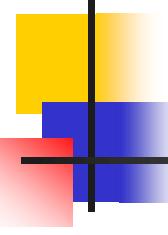


# 条例の制定手続

総務省HPより



- 議員は、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。
- 議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。
- 議案の提出は、文書をもってしなければならない。



# 条例の制定・改廃についての 住民からの提案方法

- 直接請求権 有権者の 1/50 以上の署名
- 地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる。
- 地方公共団体の長は議会に議決すべき案を意見をつけ提出する
  - 地方自治法74条
- 住民から議会に
- 請願は1名でも提出可能 議長宛て
  - 賛同する議員1名以上の署名必要⇒議会で採択・不採択を決める
  - 地方自治法124条
- 陳情も1名でも提出可能 議長宛て
  - 賛同する議員はなくてもよい



# 議会が可能な対応 大きくみて3通り

- 請願の趣旨が妥当と認めた場合は、請願は議会の意思として、
- ①議決で採択することができる（条例の改正ができないとの明記なし）
- 請願が採択された場合、その請願は議会の意思として、市長やその他の関係機関に送付される。また、特に必要な場合には、議会の議決により、市長等に行政の処理の経過や結果の報告を求める 것도できる
- 少なくとも
- ②仙台市に対して改正（の検討）を指示することができる
- 一方で、議会の意思として
- 住民からの請願の有無にかかわらず
- ③改正が必要と考える議員による条例改廃等の議案の提出は議員の1/12の賛成により行うことができる（仙台市は55/12=5名）
  - 地方自治法112条





# 結論

- 勾当台公園の受動喫煙問題は、対応が必要であるにも関わらず、年余にわたり解決されていない
- 「配慮」やモラルに期待しても解決困難であることは、勾当台公園や全国の政令指定都市をみてもあきらか
- 条例と過料による対応が現時点ではあたりまえの常識
- 「仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例」の趣旨をこれまでどおり尊重し、受動喫煙も視野に含めて一部改正すれば解決できる
- 良識ある仙台市議会なら迅速・的確に改正できるであろう
- そのためには、世論・マスコミへの働きかけ、医療系関係諸団体・学識経験者の協力、仙台市当局に対する強い働きかけが重要





ご清聴ありがとうございました

